

平成24年鞍手町議会第5回定例会会議録（第2号）						
平成24年 9月10日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議					議長	
平成24年 9月10日 午後1時00分					川野高實	
閉会開議					議長	
平成24年 9月10日 午後3時24分					川野高實	
開閉会日時 及び宣告						
出席及び欠席議員						
議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	
1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠	
2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠	
3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠	
4	仲野守	出欠				
出席 13人	5	田中二三輝	出欠			
欠席 0人	6	原哲也	出欠			
欠員 0人	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名員	8	須藤敏夫	9	久保田正之		

職出	務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長		柴田好輝	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長		本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長		山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長		白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長		鯨坂健二	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長		藤原光徳	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長		篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
議事日程		別紙のとおり					
付議事件		別紙のとおり					
会議経過		別紙のとおり					

平成24年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月10日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成24年第5回定例会

No.1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
5番 田中二三輝	<p>1. 橋梁の安全管理について</p> <p>(1) 鞍手町内の県道及び町道に架かる橋梁の管理体制は</p> <p>(2) 鞍手町が管理している橋梁の数は</p> <p>(3) 定期的な点検計画は</p> <p>(4) 平成23年度決算に係る主要施策の成果と予算執行の実績報告書の中に「橋梁長寿化修繕計画策定業務委託」とあるが、その結果は</p> <p>(5) 緊急な工事が必要な橋梁は</p> <p>(6) 安全安心なまちづくりのために今後の対策は</p>	町長
11番 宇田川 亮	<p>1. 町職員の地域への関わりについて</p> <p>(1) 町職員の町内居住者の割合と人数は</p> <p>(2) その内、自治会への加入割合と人数は</p> <p>(3) 職員採用要件や現職員への啓発・教育は</p> <p>2. 国民健康保険税について</p> <p>(1) 平成23年度決算において、単年度で7,000万円弱の赤字となり累積赤字もこれまでにない1億2,500万円に上っている。 その主な要因は</p> <p>(2) これ以上の国保税値上げは、町民にとって死活問題だと考えるが、今後の国保税のあり方について町長の考えは</p> <p>(3) 国庫負担引き上げや、県に対する独自支出金の復活の要望・町独自の法定外繰り入れを行い、国保税負担を軽減するべきでは</p>	町長 町長
12番 岡崎 邦博	<p>1. 中学校統合後に長距離通学となる生徒の経済的負担への対応について</p> <p>(1) 中学校統合後に長距離通学となる生徒たちの経済的負担に対する軽減策は</p> <p>2. 老朽化した体育施設の改修について</p> <p>(1) 野球場やナイター施設、町民グラウンドなど老朽化した体育施設の改修計画は</p>	町長 教育長 町長 教育長
4番 仲野 守	<p>1. 旧鞍手郡4町の分裂で目的を逸した広域圏一部事務組合。今後の広域事業の必要性について</p> <p>広域圏の事務目的は旧直鞍1市4町の事業展開を目的とした一部事務組合では 直鞍1市4町の枠組みは破綻したが 機能していない一部事務組合では</p> <p>2. 直鞍広域圏消防本部による乗換え方式に対する今後の対策について</p> <p>町の乗換え方式施行開始まで約半年に迫るが、今後の対応について町長の見解は 乗換え方式による財政・その他効果は</p> <p>3. 赤水対策に係る新たな町営住宅建替用地の取得問題について</p> <p>泉水最終処分場の緩衝地を建替用地として選択した理由は</p>	町長 町長 町長

平成24年9月10日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に5番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

本日は町内の橋梁の安全確認について、通告書に従って一般質問を行います。

鞍手町内には数多くの橋があります。道路を横断するもの、河川を横断するもの、また主に多くの車両が通行するもの、居住地内で歩行者が通行するものなど、さまざまな大小の橋があることはご存じのとおりです。

そこで、まず鞍手町内の県道及び町道に架かる橋梁の管理体制についてお伺いをいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町内の県道及び町道の管理体制ということでございますが、町道に架かる橋梁は建設課が所管となっています。橋梁につきましては、一般的な道路等の維持管理と異なりますことから、平成19年度から県の技術情報センターにおいて、橋梁維持管理及び現場での点検研修があります。建設課の技術技師3人を研修に参加させ、知識、技能の取得に努めています。なお、県道の橋梁につきましては、直方県土整備事務所の道路維持課が所管となっています。

以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

県道については県が管理し、町道については町が管理しているということでございますが、鞍手町が管理している橋梁の数はどれぐらいあるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町が管理している橋梁の数は183橋であります。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

180を超える橋があるということですが、その数がこの町内、地域内にあるわけですが、その数が多いと感じるのか、少ないと感じるのかは個人的にそれぞれ感覚の問題でしょうが、私は意外と多いなというふうに感じています。

その橋の中には、先程申しましたとおり様々な大小の橋があると思います。県では橋の走行面や橋桁について目視による定期的な点検を行っていると聞いています。鞍手町におきましても、先程町長がお答え頂きました所管である建設課の職員の方が、同じような検査を行っているのかなと思います。定期的な点検ということについて、どのような計画で行っているのか、その計画はあるのか、ないのかということをお答え下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

平成23年度及び平成24年度におきまして183橋全ての橋梁調査を行い、平成25年度には橋梁長寿命化を、いわゆる修繕計画を策定することにしていきます。点検計画等につきましては、計画書に基づいて今後対応して行こうとしております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

私は、まちづくりはまずみちづくりだということを基本として、鞍手町の発展ということに繋がるのではないかと、常日頃から考えています。

道路に関する行政の取り組みや町長の考えを確認するため、また快適に安全に走行出来る道路の実現と、歩行者が安心して目的地に到着出来る道路の実現が、鞍手町民の日常の安心、安全に繋がるという思いから、幾度となく道路に関する一般質問を行ってまいりました。

私の記憶では、まず産業道路の上に架かる道路は、中学校を卒業した年の4月に開通したものと記憶していますし、また新延の橋についても、かなり若いころ工事が行われたのではないかなという記憶が微かにありますが、定かではありません。

町が行っている橋梁の定期点検についてもお答え頂きました。具体的に過去にどのような計画があったというところまではお答え頂けませんでした。そういう計画等について、その必要を強く感じられたからこそ、平成23年度の決算主要事業の中に、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託というものを行われたのではないかなと思います。

しかしながらこの策定計画に対象とされた橋梁の数は36橋というふうに聞いています。この36橋をまず選択した理由、そして、これらの策定業務委託から出た結果等についてお答えを頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

平成23年度には、まず橋長15m以上の橋梁並びに町道一級及び二級幹線道路で、比較的交通量の多い橋長5m以上の橋梁を対象に、計36橋の調査を行いました。

調査の結果では、安全を損なうものはございませんでしたが、軽微な補修の必要性が認められるものは10橋という結果が出ています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

その橋梁の中での10橋の修繕が必要だということでございますが、その軽微な修繕で安全上走行するには差し障りがないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

安全上差し支えないという判断で結構かと思えます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

鞍手町内の橋梁については先程も言いましたが、数十年程度は経過しているものが大半であるというふうに思います。

先程も言いました、私が中学校を卒業した頃と言いますと、通常自家用車の所有率もかなり低かったのではないかなと思いますし、当時の普通車というものは、おそらく2000ccクラス以下のものが大半であり、軽自動車に至ってはまだ360cc程度の、本当に小さな車だったと思います。

その重量を比較してみますと、大半のものは1トン以下のものだったというふうに記憶していますし、現在走行している車両の重量とは、遙かに軽かったのではないかなと思います。当然大型車両についても、そのことは言えると考えます。

各橋梁が新設された当時に想定されていたものとのギャップはかなり大きいものがあるのではないかなと思います。従って各橋梁の安全管理については、町長が掲げる安心、安全なまちづくりに必要不可欠な課題であると私は考えますが、今後このような橋梁に対する安全管理等について、どのような対策をお考えなのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

先程申し上げましたが、調査の結果、補修が必要なものがありましたが、緊急な工事が必要という橋梁はないという判断であります。

安全、安心なまちづくりのため今後の対策ということですが、町が管理する橋梁につきま

しては、当然経年劣化という問題がございます。そのために橋梁長寿化修繕計画を策定しまして、その計画に基づき地域の道路網の安全性、信頼性を確保して行きたいと考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

コンクリート製の橋が主なものだと感じています。コンクリートの寿命に関しましては100年というふうに言われている非常に楽観的な意見と、50年という期間を示す意見もございます。

このように専門家ですら、意見が分かれていることは町長もご存じのことだと思いますし、最近財務省が示した減価償却資産の耐用年数等に係る省令というものの中には、鉄筋コンクリート製の橋の耐用年数は60年というふうにされたと聞いています。当然このこともご存じのことだと思います。

橋は川の増水に耐え、地震等の揺れに耐え、いつでも安心して通行出来るものであるというのが当然求められているものだと思いますが、現実問題としては、かなり理想に近い思いではないかなと思っております。

しかしながら我々は日常橋を通行する時に、大丈夫かなとか、落ちるのではないかということを感じながら走っているとはとても思いません。通常何もないだろうと思って、車で通行しているわけですし、歩行者の方も普通に歩いておられる。

先程も申しましたが、町内に架かる数十年前に施工された橋、これが施工時の強度や施工技術、現在と比べればかなり違っているのではないかなと思いますし、今よく言われているのが耐震性を考慮した時に、残念ながら町内に架かる橋全てが、その条件を満足に満たしているとは考えにくい状況であると推測いたします。

安心、安全なまちづくりに取り組んでおられる町長は、既にこのことを十分理解され、認識されているというふうに私は思っております。今後の橋梁の安全点検の重要性と対策について、強い気持ちで取り組むのだという町長の強い気持ちをもう一度確認させて頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

183の内36橋の調査が終わっているということで、今年中に残りは全部やらないといけないということで、とても職員だけでは物理的に無理です。そういうことで、予算にはコンサルを入れまして、専門的に目視点検をして頂いて、軽微なものにつきましては、町の職員が主体となってやると。なおかつ、非常に不安全である、直ぐにやり変えないといけないということになれば、緊急に安全確保のために工事をやって行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長の橋梁に対する緊急な工事等においては、早急に対応するのだと。そして残っている橋梁についても140数橋ありますが、点検もきちんとやって行くというような強い気持ちをお聞きしました。

是非そういう緊急工事が行われなくていいように、日頃から点検を重視して行って頂きたいと思います。しかしこれらの点検には、担当される職員の方々の技術の習得や、知識の習得が必要であるのではないかと思います。

そういう職員の方々に対して、早急に研修等に再度行って頂く、そして職員の方にはご負担を掛けることとなりますが、その辺も町長、是非早急な対応、職員の育成等も含めて、前向きに力強く進んで頂きたいということを申し添えまして、私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で田中二三輝君の質問を終了します。

次に、11番議員 宇田川 亮君の質問を許可します。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問いたします。

まず1つ目は町職員の地域への関わりについてです。いま少子高齢化とともに独居老人も増え、東日本大震災の発生により、災害への不安と防災意識が向上しています。こういったことから、それぞれの地域で環境整備や安全対策、孤独死をなくす活動、防災活動など様々な取り組みが行われています。

しかしながら、新しくその地域に転入された方で、自治会に入らない方も増えているようですし、自治会から抜ける方も出ているようです。そういった中、どの地区でも高齢化が進み、若い力が不足して、高齢者が高齢者のお世話をしなければならない状況も出ています。こういう状況がある中で、ほんの一部ですが、地域のことを何にもしない職員がいるとか、自治会にも入っていないという声も聞かれます。

そこでお尋ねしますが、町職員の町内居住者の割合と人数、その内自治会への加入割合と人数の2つとも教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町の職員数151名です。その中で町内居住者は90名、町外は61名ということで、割合として59.6%でございます。

行政職及び福祉職員等の間で、町内居住者である90人の内、区加入者数は79人で、その割合は87.78%となっています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

自治会への加入者が79名と言われました。ということは残りが11名、区外に住んでいる方が居られると思いますが、それにしてもちょっと多いなというふうに思います。割合的には87.78と言われましたが、町職員と言えど公務員ですから、いわゆる公僕です。勿論、業務以外のところで大変ご苦勞もあるとは思いますが、そこで地域に関わる必要があると考えます。

そこでお尋ねしますが、職員を採用する際に、採用の選考の上で、絶対条件ではありませんが、町内に居住しているのかどうか、これも考慮されているのか。また今おられる現職員に対する町内居住や自治会加入等の啓発、教育はどうされているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

採用の条件としまして、町内の居住者を優先するか、考慮に入れているのかということにつきましては、それは日本全国、津々浦々から一般公募という形でやっています。特に町内居住者というような限定に立ってはおりません。

その中で採用についての基準、地方公務員法の規定で成績主義、能力主義の原則に基づきまして行わなければならないとなっております。更に受験資格に係る規定の解釈においては、住所の制限は一般的に、特に合理的な理由がない限り認められないものとされています。

また区や隣組、地縁による任意団体があることから、加入の強制は出来ません。町職員では、地域コミュニティや、自主防災組織等の育成を進めて行く立場にあることを踏まえまして、地域との関わりについて啓発を行うこととして、職員のご理解を求めたいという気持ちでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

勿論強制は出来ないことは分かります。ですが、啓発教育を行っているとはいえ、例えば1つは、鞍手町民の安全を守る、健康を守る、命を守る立場の町職員でなければならない。そういった職員が、極端に言えば町外の方だけでも行政は回るかも知れませんが、やはり親身になって地域の実状が分かる職員を育てていかないといけないというふうに思います。

例えば結婚をしたり、色々な条件で町内の職員が町外に出るということもあるかと思えます。ですが、出来るだけ鞍手町の職員である限りは、出来れば鞍手町内に住んで頂きたいし、そこで緊急的なことがあったら率先して活動をして貰うという意識付けを、もう少し強調して是非やって頂きたい。

先程も言いましたが、町内の各自治会の高齢化が進んで来て、敬老会も高齢者が準備して、

高齢者がお祝いをして貰っているというような、そういった逆転というかそういう状況も出て来ています。もう一つは先程も言いましたが、自治会に加入出来る範囲に居られて、加入していない職員がいる。環境整備もその職員の方の環境整備をやっている。自宅の環境整備が悪いとかということもあるわけで、その意識付けというのをもう少し、しっかりやって頂きたいと思いますが、その点についてはどのように考えておられますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

組織率の向上と申しますか、区、組合に入っていない方、こういう方につきましては、職員を問わず、町全体の問題として非常に関心を持っております。例えば防災組織が各地域別に立ち上がっています。そういう面につきましても、区、組合に入っていない方の対応が区長さんあたりは非常に苦慮されているのが実態であります。今後もそういう組織率の向上につきましては、何らかの方法を取りながら、前向きに努力して行かなければいけない。良いアイデアがありましたら、皆様方のご指導をお願いいたします。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

繰り返しになりますが、町民は鞍手町の職員が近くにいるということで、半分安心もあるわけです。ですが、その職員が何もしない職員、勿論業務で忙しい等の理由があって出来ない方は居られるかも知れませんが、全くしない、その意識も無いという職員が居られたら、町民はそこをよく見えていますから、その辺の啓発と教育はしっかりやって頂きたいと思えます。

先程防災の話をされましたが、例えば、宮若市では、実態の検証はされていないと思えますが、区ごとでなく、地域ブロックごとに幾つか分けて、そこに町内の職員、町外の職員も含めて、この地域はこういう方々が張り付くという、そういった条例も出来ているそうです。

ただ、そこは上手く行っているかどうかは良く分かりません。そういう話だけは聞きました。後は公務外ですので、何か事故があった時には補償がないという難点もあるらしいのですが、そういう情報も是非調べて頂いて、是非鞍手町の防災意識の向上、防災計画の中にもその辺を考えて頂きたいと思えます。

次に、国保税についてお尋ねします。

平成23年度決算におきまして、単年度で7000万円弱の赤字となり、累積赤字もこれまでにない1億2500万円に上っています。まず、この主な要因について答弁を求めます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

国保の赤字ということでございます。平成23年度の決算では、歳入では約1500万円

の減少。歳出では約5233万円の増加となっています。合わせますと6733万7千円の赤字となりました。

主な要因は医療費の増加が大きな要因と考えています。受診件数は平成22年度とほぼ横ばいの状況でございますが、医療費の伸び、前年度比で104.05%の伸びを示し、金額にして約5461万円の増加となっています。

医療費の内訳を見ますと入院、外来、歯科等の受診件数そのものは、昨年と比べまして大きな変動はございませんが、入院に係る先進医療等が大きくなったことは医療費を増加させた大きな要因であると考えています。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

国保財政についてお尋ねしますが、これまで平成15年度決算におきまして、初めて町が累積赤字となりました。その後平成19年度まで単年度赤字が続いています。

その間、町は17年度と18年度と2年連続して国保税を引き上げ、平成20年度には後期高齢者医療制度の導入があり、更に国保税が引き上げられました。それ以降は単年度黒字を計上したため国保税引き上げは実施されていませんが、またここにきて累積赤字が1億2500万円を超えた状況という中、国保税の引き上げ論が浮上するのではないかと危惧しています。

これ以上の国保税値上げは、町民にとって死活問題だと思います。また滞納者と国保証の取り上げ、これが続出するのではないかと考えられます。今後の国保税の在り方について、町長の考えを教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

これ以上国保税を上げると、非常に町民には死活問題ということでございます。国保税引き上げにつきましては、当然慎重に対応する必要があります。

しかしながら、このまま累積赤字が増大して行くようでありましたら、財政規律を保つためには、税率の改正は必要であろうかと考えています。また平成27年度には、国民健康保険の財政基盤強化策を公共化する等の措置が講じられるようになりますので、その影響も考慮する必要があると思います。

いずれにしても、国保税の改定につきましては、国保運営協議会のご意見を踏まえながら、今後の対応策を考えて行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

国保税について、私も17年度と18年度の時に国保の影響を見ましたが、その時は約1

億くらいの累積赤字があったと思います。それを当初は2000万円ずつの黒字が出るように、そして累積赤字を減らすように、言い方が悪いのですが、単に1億を5で割って単年度2千万円の黒字が出る、そのための5年連続国保税を引き上げますよというような計画までは立てられたのです。

ただ、町長は町民の国保税が高すぎるという意識から、むげにそういったことは出来ないということで、引き上げ幅も半減して、少しでも町民の状況等を考えていかれました。

今鞍手町に限らず、全国どこの市町村も国保財政は厳しい状況にあります。町長もご存じですが、この国保財政の悪化、国保税の高騰、これを招いている元凶については国の予算削減、これが一番です。

1984年に当時の自民党政府が定率国庫負担を45%から38.5%に引き下げました。その後も事務費や保険料軽減措置等への国庫負担を縮小、廃止して来ました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は、84年の50%から、2008年度には24.1%に半減しています。

また、民主党は政権交代をしたら国保に9千億円の予算措置を行い、国民の負担軽減を図ると国会でも主張していましたが、公約を反故にするどころか、自治体独自に行っている法定外繰入を止めて、その分は国保税を引き上げるよう指示するといった通達まで出しました。こういった通達は直ぐに撤回させる必要があると思います。

やはり身近にいるのは各市町村の自治体ですよ。町民、国民の姿を見ているわけで、むげに一気に国保税を引き上げるということは出来ない。ましてや高すぎる国保税の負担を軽減させるために自治体独自にお金を出している自治体も相当数あります。

先程言いました通達を撤回させるよう是非要望して頂きたいし、勿論全国知事会とか六団体ですね、こういったところは国庫負担を元に戻せという決議等も行っていることも分かっています。そういったものは引き続き要望して頂きたいし、県に対する独自の支出金、これは県が行っている法定外繰入ですね、これが1995年度、福岡県では約2億円の支出をしていたのです。それが2008年度には0ということになっています。それからずっと0が続いています。

全国的にも額は相当数減って、そういった法定外の繰入を市町村に対して、保険料軽減のためにお金を出している都道府県もかなり激減をしています。

2000年度に出していない都道府県が9あったのですが、2010年度には34に増えています。これは勿論国がそういった指導もやって来ているわけですから、都道府県独自に出しているところも少なくなっている。こういったものも復活するように是非要望して頂きたいし、調整交付金もしっかりと市町村に下りるように要望をして頂きたい。

こういったものもやりながら、それでもやはり町民の国保税の負担を軽減させるために、法定外で出している自治体がたくさんあるわけで、是非鞍手町も今1億2500万円という累積赤字はこれまでにないものです。これを一気に解消するとなったらどれだけ国保税があがるのだろうと危惧します。是非軽減を行うためにも町独自の法定外の繰入を行って頂きた

いと思いますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

まず今回、民主党政権の中で国保の見直し、後期高齢者を含めた見直しということで、非常に六団体もそれについて賛意を示していましたが、結果的には、これは相ならないようになって、非常に私達も期待はずれというのが大きいものがあります。

今質問者が言われるのは、まず1番に国につきましては、やはり六団体は国に陳情しなさいと、私達もそれについては町村会を通じまして鋭意国に陳情して行きたいと思っております。

次に、県につきましては、県独自の支給についてですが、過去に国保健康な町づくり補助金の名称で補助制度があったと聞いていますが、平成27年度保険財政共同安定化事業の関連がありますので、今後の状況を見極めることが必要であるかと思っております。

そういう中で県も、財政難のことを言われますが、これもまた町村会を通じてそういう関係団体に、関係県に要望を続けて行きたいと思っております。

それから累積が1億何某になると。これもまた町の国保税を上げると、住民の負担になるという質問であります。その中で一般会計からの繰入によって保険税の軽減は出来ないかという質問であります。私は基本的には税の公平性の観点から、今それはするべきではないという気持ちであります。よって国保税、いずれにしても1億5000万円の累積が年度末には出ると思いますが、その辺は国保審議会とよく協議しながら、なおかつ住民に負担にならないような方向性を見いだしたいと。

一番大事なことは、私は病院に掛からないような予防健康法を考えなくてはいけないという気持ちでおりますので、まず病院に掛からないようにするにはどうしたら良いのか、特定健診等色々検診もあります。そういうところに積極的に参加して頂いて、自分の健康は自分で守るという基本的な理念を崩さないで、まちづくりをやって行きたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

勿論予防というのは一番大事だと私も思います。本人の命と健康を守る上でも予防というのは一番大事なことだろうというふうには考えます。是非そのためにも健康診断のお金は無料にして頂きたいと思っております。健康診断の受診率向上に是非努めて頂きたいと思っております。

ただ、先程言いました国保税の負担ですが、やはり町民に一番にしわ寄せが来るわけです。税の公平性と言われても、国保税につきましては、まず社会保障及び国民保健の向上が、国保法の第1条に規定されている目的です。

国民に医療保障する制度ということですから、これは助け合いの精神だとか、そういった

ものは国保法には一切載っていません。そういう意味ではやはりきちんと憲法25条にも保障されていますように、国民の命と財産と健康を守るという意味からも、国保制度は加入者独自で守るのでなく、事業主負担とかがない国保税に対しての負担があるわけです。

社会保険は会社が半分出すとかがありますが、国保税はそれがありません。国の負担が大幅に減らされているということから言えば、国の負担を元に戻す要望をすると共に、今現在の町民の国保加入者に対する軽減措置を是非やって頂きたいと思いますので、その点も是非熟慮頂いて、運営審議会にもそういう話で是非審議して頂きたいと思いますので、その旨をお伝え頂きたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川 亮君の質問を終了します。

次に12番議員 岡崎 邦博君の質問を許可します。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

通告に従いまして今回2点程お尋ねします。

まず1点目として、中学校統合後の長距離通学になる生徒の経済的負担への対応についてお尋ねします。

中学校統合については、今まで全員協議会や一般質問、議案質疑等を通して説明を受けて来ました。その中で開校時において4kmを超える長距離通学となる生徒は80数名に上り、その生徒達は公共の交通機関を利用するとの説明でした。

つまり長距離通学となる生徒達が公共の交通機関としてバスを利用した場合、町広報の9月号に記載された記事によれば、通学をするのに片道200円、往復で計400円掛かります。

中学生では多くの生徒がクラブ活動をしますので、ほぼ毎日登校することになります。単純に計算しますと400円×30日で、1月に1万2000円が交通費として必要です。年間では約14万円の負担になります。

そこで中学校の統合によって、好むと好まざるとに関わらず長距離通学を余儀なくされる生徒の保護者に対して、経済的な負担策について、どのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

只今のご質問にお答えいたします。

学校統合により通学距離が概ね4kmを超える生徒には、町内を走る公共交通機関を使って通学出来るように検討をしています。具体的なバス路線や利用者負担等につきましては、これから策定委員会等、関係者の意見を参考にバス通学の安全確保や利用者負担等に不公平が生じないように、これから検討を行ってまいります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これから不公平が生じないように検討をするという教育長のお答えでした。最終的には策定委員会で決めるということになるのでしょうか、それとも教育委員会で決めるということになるのでしょうか。又は町の行政の方で決めるということになるのでしょうか。どこでこのような補助をしますとか、しませんというのは決まるようになるのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

策定委員会に問題を提起しまして、PTA代表等が出ておられますので、各学校に持ち帰って頂きます。そして検討された結果を再度集約しまして、行政関係機関に協議をして頂くという形になって、最終的には教育委員会で審議をするということになるかと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町長にお尋ねします。町長は6月議会で、私の一般質問の答弁として議会の中継をするための設備とテレビモニターの設置は、福祉を優先するから計上しないというようなご答弁でした。

今回この長距離通学による経済的な負担の軽減は、保護者の負担を考えれば、教育的な配慮からの福祉として重要ではないかと思いますが、町長としてはどのようなお考えをお持ちかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今教育長が言われましたように策定委員会で検討すると、それを受けまして行政としましては今後進めて行きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それではお尋ねしますが、策定委員会で、例えば全額を補助して欲しいというようなことが決まるとすれば、当然町にとっては大きな負担になりますが、その決定を尊重して従うということになるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

そういう想定はしていません。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

想定をしていないというのは、要するに全額を補助ということを想定していないのか、まだ全然どういう結果が出るか分からないので考えていないというのか、どういうことでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

策定委員会の意見を尊重するという事です。それによって今後決めて行きたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

策定委員会の意見を尊重するという事ですので、負担がどのようになるかは別にして、策定委員会の意見を聞いて頂けるということで確認をしたいと思います。

後は生活保護を受けている方とか、準要保護を受けている方についてはどのようになるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

生活保護、準要保護等につきましては、学用品その他、教育上必要なものについては補助されていますが、今ご指摘のバス代につきましてはちょっと調べさせて下さい。ここで定かには回答は出来ません。教育上必要経費と認められれば補助対象になろうかと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律というのがあります。学用品とか、今言われたところですが、その中に通学費についてもあります。

ただ要件としては、児童については4km、生徒については6km以上というような要件があったと思います。

それについては、掛かる経費の2分の1を国が見るといようなことだったと思いますが、その辺を調査して頂いて、先程教育長が言われたように不公平がないように、長距離通学を余儀なくされる生徒の皆さんが、なるべく負担がないような形で検討して頂きたいと思ます。

次に進みます。老朽化した体育施設の改修についてお尋ねします。
野球場のナイター施設や、町営プールについては、平成21年3月議会で質問させて頂きました。

その際に町長は、これらの施設も福祉だが、財源がないので財源があれば検討するというふうに言われています。体育館や武道場の屋根、体育館の床、テニスコート2面は改修されましたが、野球場のグラウンドや照明施設はそのままになっています。

また、中央グラウンドも雨が降れば、グラウンドがえぐれて、水が流れる道が出来、深い溝が出来るような状況になっています。それで雨が上がった後、直ぐに使用出来ないような状況です。

これらの施設は30年以上経ち、体育施設全体が老朽化していますので、改修計画を立てて計画的に改修を進める時期に来ているのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

ご質問にお答えいたします。

鞍手町の文化体育総合施設につきましては、昭和54年から約10年間の歳月を掛けまして、中央公民館、町立体育館、歴史民俗博物館等11施設を建設しました。

施設によっては建設してから30年以上経過をしまして、劣化が進んでいます。必要に応じて改修工事を行ってまいりました。平成22年度、23年度には国の交付金を受け、緊急性の高い武道館の屋根改修、町立体育館の屋根改修、床面改修、テニスコートの改修、中央公民館の研修室照明施設の改修を行ってまいりました。

ご指摘のように、野球場やナイター照明設備、町民グラウンド等の改修につきましては、現在改修の計画はございません。ただ各施設の機能を維持するための補修は行っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

計画がないと言われることですが、それこそ今、前の一般質問のところ、予防健康を考えるということで、町長は自分の健康は自分で守るといようなことを言われていましたが、まさしく健康を守るために、こういった体育施設の充実、又は傷んでいるところの改修は必要ではないかなと思います。

町民がこういった施設を利用することで、町民の健康を守り維持していくことに繋がるのではないかなと思います。

教育長の今のご答弁の中では、計画がないというようなことでしたが、これについては私は計画を立てることで、年次を切って改修していくことが必要ではないかなと思いますが、これについては予算が掛かることですので、町長についてはどのようにお考えなのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

機能を維持するために緊急を要するものはやって行くということでございます。決して傷んでいる、老朽化していても、しませんということではありません。傷んでいて緊急を要するものは修理なり補修して行くということでございます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

緊急を要するということですが、緊急を要するという事は、どのようなことを指すのか私も分からないのですが、どういうことですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

先程申しました22年度、23年度の改修を行った武道場の屋根、体育館等につきましては、雨漏りをしていたと。屋根を覆っていたトタン板も腐食していたという状況下でございますので、雨漏りが建物については一番大敵です。非常に緊急性を要したという解釈になるかと思っています。

計画がないと申しましたが、もう一つ述べますと、野球場の夜間照明でございますが、これは先程議員が申されましたように、20年度の3月議会で答弁をしておりますが、非常に老朽化が進みまして漏電をしたと。感電の危険性があるということで、20年度は周囲に柵を設けて立ち入らないようにと。しかしそれでも危険であるということで、20年度の10月いっぱいナイターをしまして、21年度からナイターは中止すると。このことにつきましては、関係競技団体或いは体育協会の理事会といったところで承認を頂き、21年度以降のナイター照明はしないという決定を見ています。

どうしてそういうことになったかと申しますと、非常に予算が絡む。当時の答弁書を見ますと、照明が4基ございますが、1基当たり記憶では970万円。4基ですから3千数百万円です。こういう大きな予算については、利用度、野球をやっている人口比等から見まして、町民グラウンドは多目的で非常に使われていますが、野球場は限定されたものもでございます。昼間は使えますので、そういった意味で夜間照明はしないということが決定されています。

以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今まで使えていたものが、そして利用頻度が高かった野球場のナイターが使えなくなったということは、これは緊急性を要しないのですか。漏電もあって危険性が高かったから早く直して、今までどおり使えるようにするということが大切なのではないかなと思います。

今はナイター施設だけでなく、この土曜日にナイトシアターもありましたが、グラウンド自体も傷んできています。これ以上傷んでくると、例えば同じ改修をするにしてもより多くの予算が必要となります。

例えばナイターのポールは立っていますが、これも錆も浮いて来ているような感じに見受けられますので、これがこのままにしていれば、ポール自体の塗装も必要になってくるでしょうし、将来はナイター施設はやらないと。野球は昼間だけにするというようなことにもなりかねません。

町民グラウンドについても、梅雨時の雨によってかなり深い溝が出来ています。そこを利用する少年サッカーの保護者の方達が、たびたび修繕をしながら利用しているような状況です。水はけも以前に比べればかなり悪くなってきているように感じますし、もう30年を過ぎて、ここで手を加えるか、加えないかが、これから先改修をするについても、先程言いましたように、より一層の多額の予算を必要とするようになるのではないかなと思います。

私は最近弓道をしているのですが、弓道場についても、10年前に塗装をして貰ったのですが、鉄柱が凄く錆が浮いてきています。これもこのまま放置すれば、錆が浮いて塗装するにもしにくい状況になってきています。

武道館に於いても、柔道場の畳を半分は換えて貰ったのですが、半分が古い畳のままで、非常に堅くて、下手をすると怪我をする可能性もあるというようなことも聞いています。

いずれにしても私としては全てが緊急性を要する問題だというふうに考えていますが、こういった状況を一辺でしろと言われても無理なので、計画性を持って改修していくべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

ただ今言われました柔道場の件につきましては、半分と言われましたことにつきましては、競技場の中の畳は両面とも替えています。多分言われましたところは競技場の外側の畳は、言われるとおりに堅い畳ということでございます。競技場の中は両面とも替えています。

それと先程言われました計画的にということでは、やはり大規模な改修につきましては、財政的なものもあると思いますが、教育長が言ましたように、施設の機能を維持するための

補修は今後も行っていくというようなことにはしていません。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

柔道の畳について教育課長から話がありましたが、柔道は赤い線、今はないのですが、その中だけでしているのではなく、柔道の試合を見れば分かるように外まで行くのです。

今子ども達が柔道をしています、中だけでなく全面を使って試合をしています。ですからそこに区切りがあるのです。今言われている試合の中と外のところと、柔いところと堅い畳があるので、そこに差がありますから、段差があって危なくなっています。そういった危険を伴っている状況ですから、そういったものも私は緊急に改善した方がいいだろうと思って先程言いました。

町の基金の中に公共施設改築事業引当金という基金があります。いま残高34万円程しかありませんが、こういった基金に積み増すことも出来るわけです。6月の議会でお尋ねした時には23年度末では、9億6千万円ぐらいの財政調整基金があるというようなお答えも頂きました。そういった基金の一部を、こういった公共施設の改築引当金に充てるということも十分出来る筈です。

要は緊急性を感じて、緊急性に応じてというような町長のご答弁でしたが、町長が本当に、今の体育施設で良いかどうか、やはり改修が必要かどうかを感じるか感じないか。私はそれに尽きると思います。

町長がやろうと思えば、今の財政状況なら何時でも出来るのではないかなと感じています。ですから何度もお尋ねしているのですが、その財政状況も考えた上で再度町長に対してお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

単年度、財政状況が良くなったと、これは前回も言いましたように、ただ8億貯まったからといっても、鞍手町は8億ぐらいでは1年間を通じて出来ないわけです。そういうことを踏まえながら、財調と事業は別問題であって、そういうものも踏まえて財調しているわけですから、幾ら質問者が言われても行政は予算を預かる私達は安全、安心な財政で行かないといけない。そのためには緊急度が高いものを。あれもしたい、これもしたいという皆さんの気持ちは分かりますが、しかしそう言いながら、みんな考えながら今回はこれにしましょうと。その中で予算を組んで行っているわけでございます。1億、2億、それが即使われるという考えは、私はいかがなものかと思っております。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

24年度の中でも、この9月議会で補正が出ていますが、1億7千万円ほど財調に繰り入れるということも出ていました。ですから、それを全部そっくり改築事業引当金に入れて下さいというふうには言っていないわけです。

その内の一部を積み立てて行けば、3年後か5年後には改修出来るのではないかと。鞍手町は柴田町長の時代で終わるわけではなく、今後もずっと継続して行かないといけないのです。施設もずっと継続して行かないといけないのです。

そういった中長期の流れを見て頂いて、やはり今必要なことを考えて頂いて、3年後、5年後に改修が出来るような形を作って頂かないと、先程も言いましたように、どんどん老朽化は進んでいって費用が掛かるような状況になります。

ここで何度聞いても同じような答弁ですからこれで終わりますが、そういった鞍手町の将来を考えて、今後も老朽化した体育施設をよく見ていないということですから、調査を一緒にして頂いて、良く見て頂いて検討して頂きたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎 邦博君の質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

休憩 14時10分

再開 14時18分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

次に4番議員 仲野 守君の質問を許可します。

○4番 仲野 守君

通告に基づき質問をいたします。

以前、鞍手町は直鞍1市4町で合併に向け一部事務組合を結成、組合事務を3カ条に分けて行ってきましたが、合併に向けた協議会は破綻、平成18年2月、宮若市の誕生により直鞍1市4町の枠組みが完全に消滅した現在は、2市2町の枠組みから約6年が経過します。今後この一部事務組合をどのように導いて行かれるのか、まず町長のお答えを頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆる1市4町の合併に伴いまして、これが破綻したと。今後の課題ということでございますが、直鞍1市4町の合併は出来ませんでした。2市2町という新たな枠組みで直鞍地域は存続しております。

現在、直鞍広域市町村圏事務組合の主な事務は、1番目に区域内の連携連絡及び調整に関する事務。2番目に休日等急患センターに関する事務。3番目に宮若市、小竹町、鞍手町で

消防に関する事務などは従前どおり機能していると私は思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町長から今おっしゃって頂きましたが、一部事務組合の事務としては、1号は旧直鞍1市4町で活動。広域市町村圏計画の策定並びに同計画の連絡及び調整に関する事務となっております。また2号は消防に関する事務を行う。3号は休日急患センターに関する事務。

1号に関しては先程も言いましたように合併が破綻し、今この事務組合としては取り組みがどのようになっているのか、それも含めて今後どういうふうに町長として導かれるのかということをお聞きしたかったのです。

それと2号に関しては直鞍広域圏消防本部として、これだけが1市2町、宮若市、鞍手町、小竹町で事務組合みたいな形で機能しております。休日急患センターに関する事務に関しては現在直方市がセンター事務の全てを行って、旧鞍手郡4町は全く影響がないというふうに思っております。もう1度お聞きします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

休日急患センターについて、4町は機能していないと言われますが、夜間休日診療にはここが1番機能しているのです。これに対しては見解の相違がある。急患センターの内容の拡充という意見も出つつあるのですが、具体的にはございませんが。休日急患センターの利用度は鞍手町が23年度の実績は158、直方市が1067、宮若市が357、小竹町が35、その他が140で1755件と急患センターは活動しているわけです。機能どころか大変貢献されていると私達は高く評価しています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

一部事務組合の件については、平成17年も私は質問させて頂いた経緯があります。その時の首長の答弁というのが、直方・鞍手広域市町村圏事務組合は負担金割合や財産処分などどうするのがよいか。合併が破綻したということでどうするのが良いか、手続的なものも含めて県の指導を受けながら、これから協議を進めて行きたいと思っておりますという答弁をその時頂いております。確かに首長さんが代われば指導方針も変わるのでしょうが、大きな柱は変わらないと私は思うので敢えてこういう質問をさせて頂いているわけですが、どういふふうに今後この一部事務組合を引っ張って行かれるのか、今後の展開について再度お聞きします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

直鞍一部事務組合は今までどおりやっていくということで、今後も広域圏の事務事業については粛々とやっていくということでございます。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

17年に当時の首長さんがおっしゃったことなのですが、今すぐに直方市との合併は困難です。郡の町長会では従来どおりでいこうと思っておりますが、どのような動きになるかは今後次第ですというような形のもので答弁を頂いておりますので、敢えてこのような質問をさせて頂いております。それで当然首長さんだから基本姿勢は同じだろうと、細部に亘ってはいろいろと違う面が出てくると思います。特に2号に関しては、また後で乗り換え方式等の質問をいたしますので、町長申し訳ありませんが、今後の展開をどのように事務組合を引っ張って行くかというのを具体的に教えていただけませんか。そうしないとこの事務組合を置いておくのか置いておかないのか。このままずっと今の第1号から第3号までの事務内容で行くのか行かないのか、それも含めて答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私は今の状態で良いと、今そこに問題があれば直鞍の一部事務組合に持って行って意見として出しますが、今問題は私のところには入っておりません。直鞍の一部事務組合は存続していくということでございます。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

私が言っているのは切り口上的なことではなくて、第1号に掲げている広域市町村圏計画の策定並びに同計画の連絡及び調整なのです。だから合併も含めたところで、鞍手町がどのようなことで、どのような市町村間の事務の策定を行うのかと、それも含めたところで聞いているのです。このとおりでと言われましたが、今からの指導はどのように持って行くのか。やはり合併を目指していくのか。それに向けて広域圏のいろいろな話し合いを行うのか。それを答えられるべきだろうと私は思いますが。もう1度お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

合併とは何をもって合併と言われるか。いわゆる市町村合併か。いわゆる広域圏に亘っての合併のことですか。何をもって言われているのか私には理解出来ません。その辺をもう少し詳しくお願いします。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

この広域事業で合併に向けた中で、直鞍1市4町でやっていたわけです。その中に掲げたのがこの3つの事務作業でしょう。この3つの事務作業の内、直鞍広域は今直鞍という言葉はないのです。今は2市2町で、直方市と旧鞍手郡の2町と宮若市という枠組みで、昔のように直鞍1市4町という枠組みは崩れているのです。それを今後どのようにして首長として導かれるのか。これをそのまま残すということであれば、市町村圏事務組合がどのように取り扱われるのか、どのようにされるのかを聞いているのです。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

あまり質問者が言われることが理解出来ないのですが、今後の広域連携については組合の取り組みや市町村合併の進捗状況、地域の実状に応じて関係市町村の自主的な協議による取り組みが行われることが適当だと私は思っております。私は今2市2町できちんと機能しているので、それについてなんら。ただ2市2町の中でいわゆる自動車の更新や司令台、防災無線などいろいろと事業には取り組んでおりますが、広域として大きな問題というのが何かあったら、それもしていきたいと思っておりますが、今は何ら問題がないと思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

混同しているようですが、町長が言われる1市2町とは直方市と鞍手郡2町の話ですか、それとも宮若市と鞍手郡2町の話ですか。今言っておられるのは広域消防の機具のことも言っておられると思うのですが、私が質問しているのはそういうことではないのです。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

質問の内容を具体的にはっきり言ってください。2市2町というのは直鞍の広域事務に対して宮若市、直方市、鞍手町、小竹町を指して2市2町とし、直鞍の広域事務組合と思っているわけです。

それについて今後鞍手町はどのようにするかということですので、今までどおりやっていくということを私は言っているのです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

2市2町と言われているのですか。2市2町になりましたら当然前の事務組合というのが

必要なくなってくるのではと思いますが、2市2町で今から先もずっとこの広域事業をやっ
て、先にはどのようなもくろみがあって2市2町で継続してされるのか、その辺をお願いし
ます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

私には質問者が言っていることが理解出来ないのです。鞍手郡のいわゆる1市2町、これ
が一部事務組合で、直方市を含めた直鞍では2市2町に構成はなります。どうするかと言
いますが、何をもってどうするかというのですか。1市2町のものについてどうするか、2市
2町をどうするか。その中で問題がいわゆる急患センターの問題は出てくるし、質問が混乱
して私には整理出来ないのです。

具体的に1市2町なら1市2町と限定して質問して頂きたいと言っているのです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

何度も言っているように直鞍は元1市4町だったわけです。それが合併を模索していたの
が失敗して2市2町に変わったわけです。この広域圏事業というのが旧鞍手郡、1市4町
の時の事務内容ではなかったのですかと言っているのです。それが2市2町に変わったら事務
内容が変わってくるのではないですか。この名称等についても変わってくるのではないです
か。今後はどのように首長として引っ張って行かれるのですか、方向性と今後の展開をお聞
きしますというのが趣旨です。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

いわゆる2市2町の名称は直鞍広域圏です。合併が破綻したからといって事業内容は何も
変わっていません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

名称は直鞍広域圏で直鞍でしょう。未だにそのまま残っているわけですよ。直鞍でいつて
いるのでしょうか。それを言っているのです。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

直方・鞍手広域市町村圏事務組合同規約という中で、平成18年2月の10日に名称がこう
なっている。いわゆる2市2町という文言になっているのです。その事務内容については資

料として読んで頂かなければいけないのですが、広域市町村圏の策定並びに計画の連絡及び調整に関する事務ということです。破綻してもなおかつ2市2町で直轄広域圏事務組合をやりましょうということが18年の2月になっているわけです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

18年の2月の宮若市発足の時に話し合いがあります。私が言っているのはその以前に前首長さんが平成17年に直方・鞍手広域市町村圏事務組合が合併に失敗したので、負担金割合や財産処分などどうするのが良いか、手続き等を含めて県の指導を受けながら、これから協議を進めますという答弁を頂いたから、柴田町長としてはこの名称が残っているので今後どのように進めていきますかとお聞きしているだけです。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

18年2月に改正になって、そのまま今までどおり何ら問題はないからそのとおり行きますということです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

質問の趣旨が分かって頂けないので、これで1問目は終わります。

2問目として直方・鞍手広域消防本部の実状について、2011年3月11日北陸地方を襲った大地震による大津波の猛威により、甚大な被害が出た東日本大震災。戦後最大の大惨事となった状況はまだまだ記憶に新しく、簡単に脳裏より離れません。私も昨年7月中旬に被災した仙台空港の開港と同時に陸前高田市、女川町、裏松島、仙台の海岸線、南相馬の海岸線と約1週間視察に行つて参りました。各地で道路が寸断され災害現場は目を覆う惨状が広がっております。

ここで平成21年に消防本部の改革案として乗り換え方式が施行され、若宮出張所より開始、現在は小竹出張所が乗り換え方式の対象として実施中です。鞍手町は来年平成25年4月1日より乗り換え方式が実施され、常時5名の職員より常時3名の職員体制となりますが、町としては職員削減に対する対応は考えておられるのか、町長に質問いたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この乗り換え方式は19年に開始、それを粛々と踏襲して今は小竹町で、来年は鞍手町と、私は決まったことは粛々とやっていくという考えです。何ら気持ちは変わっておりません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

震災前の平成21年から乗り換え方式は施行されたのです。当然震災前でございます。震災前に施行された乗り換え方式の当時と現在を比較すると全国的に震災後は防災意識も高まり、国、県も各自治体に対し防災について指導を行っております。全国的に今、一部事務組合の乗り換え方式というのは非常に悪評で、新たな改革を全国的に行っているのが実状です。

広域消防本部、一部事務組合も改革の考え方はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

先程答弁しましたとおり、一部事務組合で乗り換え方式はやるということです。そこで問題が起こればまたそれに対してどうあるべきか検討する。今のところ宮若市、小竹町が入っておりますが、会議の中では問題は起こっておりません。私も来年からやるのであれば鞍手町として粛々とやって行く。その中でどうすべきか、何か問題点があるかなど検討しながらやっていく。問題が起これば、起こってからやっても間に合わないのですが、実態として大きな影響は出ていないということをお聞きしておりますので、私は粛々とやっていくということです。それ以上のこともそれ以下もありません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

一部事務組合の乗り換え方式は国、県の指導に逆行したもので、検討の必要は十二分にあると思います。それと町長は選挙公約に5つの安心を掲げられて選挙を戦われた方なので、鞍手町の住民の自治を司る町長として365日、24時間常に住民の安心安全のためには考えておかなければならないのでは。あと半年後に迫っております。23年から小竹町がこの乗り換え方式になりました。では小竹町がどのような対応をされたかご存じですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

小竹町の対応というのは、私は直接どういう対応だったか聞いておりません。何があってどういう対応をしたかは聞いていません。乗り換え方式は宮若市がやって小竹町がやって鞍手町と。その中で退職者が出ると当然要員欠になるから、その間は再任用でやっていくということございますが、他に何かあれば私は聞いて参考にしたいと思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

先程も言いましたように首長さんというのは365日、24時間住民自治の安心のために

何か災害が起こってからでは駄目なのです。各種災害を想定しながら施策等やって頂くのが首長さんと私は思います。その中で小竹町が何をされたかという、常時5人居られた消防署員が常時3名に変わられて、ポンプ車を購入されてそれを消防団に預けられたなど検討されております。新しい消防自動車も小竹町は買われております。それも含めて鞍手町の首長さんとしてどのように考えて、どのような対策を取られるのかお聞きします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

それは一部事務組合が買った消防自動車ですか、それとも小竹町が買った消防自動車ですか。その時はこのように対応するという報告があれば受け取りますが。鞍手町は全部新車にしているので起動力はアップして団員の方は喜んでいきます。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

災害というのは1分1秒を争うのですよ。広域消防が16人から改革により10人になり常時5人いる職員さんが3名になるわけです。救急業務に出ている時は救急車に救急救命士、運転手、助手の3名が必ず乗るわけです。その時に火災があった状況の中で消防自動車があっても本部の方から乗り換え方式という名目の下で出動してくるわけです。1分1秒の初期消火を争うのが火災災害ですから、小竹町はそれに対応して水を搭載した自動ポンプを用意したということです。鞍手町はあと半年に迫りましたが何を準備したのですか。何を準備して住民の安心安全を守るのですかと聞いているのです。

○議長 川野 高實君

しばらく休憩します。

休憩 14時47分

再開 14時54分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

先に執行部答弁をお願いします。

町長。

○町長 柴田 好輝君

小竹町4分団の中で2分団がタンク車を入れているという状況であると今報告を受けたところであります。

町としましては出張所にタンク車1台、私の方は防火水槽をもう少し機能を上げて、今は60何%ですが、この辺を整備しながら初期消火に努めたいと思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

鞍手町の対応としては今言われるように防火水槽を増やすと言われましたが、町長元々鞍手町の防火水槽の充足率は足りているか足りていないかご存じですよね。どれくらいの普及率なのかちなみに聞いてみましょう。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今鞍手町で約60%。充足率からすれば40%くらいですが、毎年計画的に1基ないし2基を整備しております。近くには消防署鞍手出張所もありますから、その辺のタンク車を利用しながらやっていきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

それと設備に至っては広域消防の出張所にタンク車があるからと言いますが、それは誰が乗るのですか。誰を準備されているのですか、そういうものについては新たな準備がいるのです。当然出張所に災害時は3人しかいないから救急車には運転手、救急救命士、助手が乗って3名で後は誰も居ない。タンク車はあるがタンク車は誰が乗るのか町長もう1度答えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

タンク車も消防自動車も2台一緒には出来ない。救急車はそれでも乗り換え方式になると問題であり、そこが1番問題になっているところで今後どのようにしていくかということです。小竹町はタンク車を入れたから5名が3名になってもそれが解決したかと、私はそこよりも救急車で、消防自動車が出ている時に救急車が動かないのです。1番頭を痛めているのはそこなのです。だからそこそこに防火水槽を、田舎に行けば堤等々を利用しながら初期消火に努めたいと思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

今一番多いのは救急業務です。年間に鞍手出張所から出動が約900件あります。その900件を1日で割るとどれくらいになるのか、新水巻病院、遠いところでは飯塚病院まで行きます。そうなるほとんど救急車はいない。その中で消防自動車動かなくなるということです。ちなみに本部から小竹町の消防団詰め所までの距離と、本部から乗り換え方式によって本部から鞍手町に来るまでの距離数をご存じですか。もう1度答えて頂けますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

タンク車から今度は救急車になっているようですが。乗り換え方式で1番ネックになっているのは救急車が出ている時には出張所の消防自動車動かないということです。それが機能的に逆になった時にどうすれば良いかということが1番の問題なのです。タンク車はないよりあった方が良いでしょう。

対応というのは鞍手町だけではなく宮若市も小竹町も抱えている問題なのです。これは全体的に解決しなければ、鞍手町が出来たらよそは良いということではない。鞍手町も宮若市も小竹町も条件は一緒なのです。その中で広域消防と本部をどのように機能的に動かすか、これが一番大事なことなのです。要は近隣市町村の連携を取るという話は水面下で進めているのです。だから自分達はそれで良いと安堵しているわけではない。いろいろ問題があるということを踏まえながら、そういうことをやっているということです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

この乗り換え方式による改革で、元々改革を行うというのは構成市町の財政上の問題で、財政効果を得るがために人員削減のために行ったこの乗り換え方式でありますよね。平成21年に乗り換え方式、旧若宮町の若宮出張所を皮切りに今小竹町で最後の年になっております。未だに検証が行われなかったというのは財政効果についても、いろいろなものについて検証が行われた経過がないというのはどういうことなのか。それを質問いたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この検証については消防本部等ともいろいろと協議を重ねております。なかなか検証というのは数字的に出すというのは状況がいろいろと違うものですから、その辺は消防庁、消防関係機関で話し合っていてどうなっているのか、早く資料を出して下さいと話をしている経緯があるのです。問題は乗り換え方式になったらこれがスムーズに円滑に被害がないように今からやっていかなければならない。これが一番大事ではないだろうか。検証を踏まえて対策も考えていかないといけないですが、内容はそういうことです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

年々時と場合によって変わって来るのは当たり前です。変わるから検証が必要なのです。その変わった2年間やってどのように変わったのか検証を行い、このように改革を改めないといけないとか、財政的にもっと厳しくしなければいけないとか、それが検証なのです。検証の意味が分かっておられないようですが。

改革が行われて乗り換え方式が施行されているから、決まったものは決まったものとして、町がこれからどのように対応していくかということについても、新たな考え方が示されない。

あくまでも防火水槽を増やすなりして処置をするというふうな曖昧な答弁しかいただけなかった。非常に残念だと思っております。

3問目に移ります。

新延泉水地区の赤水問題については、私は3月定例会において泉水最終処分場の一部用地が立替地の対象になっているという問題について、一般質問を行いました。町長のお答えはNEDOや事務組合との話し合いが着いてないということで、今後の協議結果による旨の答弁でした。だが、8月に開催された臨時議会では赤水対策による処理場建設のために泉水改良住宅20棟、約40戸の立替用地としてじん芥処理施設組合所有の泉水最終処分場の一部用地を改良住宅立替用地として購入を組合に申し入れ、交渉する旨の報告が副町長よりありました。泉水最終処分場には以前より健康上の問題が大いに懸念されるダイオキシン等発がん性物質を多く含む焼却灰が現在も大量に山積みされている。泉水最終処分場埋め立て地の敷地内に町営住宅の移設を強く推進される、また同時に固執されるのは何故なのか。町長にお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

場所の選定については、地元、行政、NEDO、じん芥組合、こういう基本的な了解に達したことに基づいて今進めている。ただ、あそこにダイオキシンがあるとかは管理方で条件整備が出来ていると私はそういう判断をしています。ダイオキシンを垂れ流ししていると大問題です。どこが山積みしているのですか。そういう意見を出してもらっては、実態を把握して、やってもらいたい。そういう風評被害が出たら大変ですよ。

貴方がそういう認識されているという判断でいいですか。

結局そういう条件の中で合意形成が出来たと。今から調査、測量に入ってこれでいいということになれば、じん芥の方に譲渡の申し入れをするという手だてになっています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

立替用地として予定されているのは多分この土地だと思いますが、鞍手町新延1292の1、地目原野、8659平米、鑑定価格平米当たり8200円、全体で7103万いくらかになる。その2筆の土地があるわけですが、これは平成19年3月の20日にじん芥処理施設組合が緩衝地として是非欲しいという形のもので、平成19年3月20日購入されたばかりです。それで緩衝地として欲しいからということ。町長は緩衝地とはどういう意味合いのものかご存じですか。質問いたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この問題は私が町長になった年であり、いわゆる緩衝地が是非欲しいのではなくて、その当時のいろいろな歴史的な背景があるのですが、それは差し控えます。そういう中で一部じん芥組合が買ったということです。何ら私から言うことはありませんが、緩衝地帯とはどういうものかということ、緩衝地帯とは音に対する緩衝、ごみに対する緩衝等いろいろとあると思いますが、ここでいう緩衝とは粉塵の関係があったと。今は建屋が密閉型になっているのでそういう心配はないとは言い切れませんが、建屋の中できちんと作業しているからその点は良いのではと思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町長、緩衝地という意味合いが少しずれているように思いますが、もう1度しっかりと聞きます。緩衝地が含む意味合い、何故緩衝地を一部事務組合が買われたのか、改めて再度緩衝地とはどういう意味合いのものかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

質問者は私と見解が違うと言われるが、貴方が私は緩衝とはこういうことだと言ってもらえば良いのです。私は緩衝とは住宅と企業の間ゾーンを設けて住環境を壊さないというのが緩衝帯であって、それについてはいろいろと条件があるでしょう、ゴミや音などそういうことを緩衝と私はそういう判断をしております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

緩衝地とは最終処分場内の作業所と近隣との摩擦や衝突を避けるために設けるのが緩衝地です。その摩擦を設ける緩衝地が今度鞍手町が町営住宅建て替えによってそれを購入されるわけですが、そうすると、じん芥処理施設組合が絶対必要として買われた緩衝地がなくなるわけですが、それは町長が組合の副組合長として、購入の時期もこれは絶対必要だということで緩衝地として買われたわけですが、今度はその緩衝地に町営住宅を建てられるわけですが、だから必要ではなかったのかどうなのか。どうしてその必要とされていた緩衝地に町営住宅の建て替えを行おうとされているのか、もう1度質問いたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

緩衝地はじん芥の土地をお願いしてまた緩衝地を造ることは出来るのです。条件を満たせ

ば良いのです。道も出来るし。緩衝地をつくらなければ、初めから住宅は出来ません。出来ないといい前提で。緩衝地に住宅を造る。そして緩衝地がなくなった。緩衝地がなくなったら緩衝地を造らなければどうするのですか。そんなことは常識でしょう。造らなくて良いのだったらそれでも良いのですが、そういうことはじん芥の方でもされていると思います。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町長から常識の問題と言われましたが、私は常識外れはどっちかなと思いますが。今度予定地の緩衝地があるのですが、緩衝地の横は最終の分別所ですよ。その間に緩衝地を設ける余地はありませんよ。町長は現場に行かれたことがありますよね。その辺りで新たに緩衝地を確保すると言われましたが、間に緩衝地が取れるのかどうか。もう1度よく考えられて答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

緩衝地に替わるものを作るといことなのですよ。緩衝地と同等に機能するものを作ると。それでじん芥処理は、そこで話を進めていっているところです。だから環境を汚染するとか住環境を壊すとかがないように努力するというのは前提条件なのです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

町長は答弁で緩衝地に替わるものを作ると。ではどのようなものを作るのか。事前に議会にご報告して頂かないといけないのではないですか。5月の臨時議会で計画書も頂きました。この中にはそういう文言は1つも出てきません。緩衝地が今回鞍手町が立替用地として買収するので緩衝地がなくなりますので、何か緩衝地に替わる施設を作り上げないといけないという説明がありましたか。ありませんでしたでしょう。その辺のものはきちんとして頂かないことには我々議会も議員も町民の皆さんに報告義務というものがあります。

もう一度教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

教えて下さいではなくて報告をするのですよ。私がしているのではないです。工法については組合と協議することとなっているわけです。今から具体的なことはするという事です。今ようようここで良かろうと。NEDO、町、泉水地区の組の皆さんと了解点に達したと。これから入っていくのです。だから諸条件は貴方たち以上にその地域に住んで

いる方が一番関心をもっていることですから、意見として参考に聞いておきますが、結論的に言うならばNEDO、地域の住民、町、じん芥組合が諸問題について解決すれば進んでいくということです。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

まだ今後の展開については、じん芥処理施設組合のお答えも頂いていないので分からないという答弁であったと思います。

9月3日月曜日にじん芥処理施設組合代表者会議が行われましたね。あの時に町長は、この改良について申し入れられたのではないかと。自分はその場で傍聴したわけではありませんのではありませんと分かりませんが、そうではないかというふうに思います。

その中で3月の臨時議会の中で泉水地区赤水問題について、財産の売却、土地が1万5000平米、金額にして8500万円、今度じん芥処理施設組合の土地は平米当たり8200円、これは不動産鑑定士が付けた価格ですね。不動産鑑定士がきっちり計算された土地であります。これはじん芥処理施設組合の議案として提出された価格でもあります。

その金額に充当した金額でお買いになるというふうに思いますが、1つ問題なのが議案書に載っている中で、寄贈して頂いた部分というのがあります。半分が寄贈頂いた土地ということで、それも不動産鑑定書が付いて価格が出してあります。当然その価格で購入ということになります、これをお聞きしたいと思いますが。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

良く説明を聞いて下さいよ。じん芥組合は経過報告を局長がして、補足して下さいと。私がさせて下さいと申し込んだのではないですよ。こういう経過になっていると。そういう説明ですよ。そして今からどうするかと。鑑定測量調査をして良いとなれば譲渡の願いをしますということですよ。何も組合の会議にあってこういう話をしたのではないのです。9月の議案についての会議なのです。その中で西川事務局長が今こういう問題が起こっているという経過報告です。今から鞍手町としてはこういう調査、測量をしながら、これが相整えば一部事務組合をお願いをするということですよ。鑑定士が今から鑑定します。根拠のないようなことを。しかし概算する時は何か根拠がないと。それはそうしたかも知れません。私はそこまで入っていないから、8000円とか平米9000円とか、前はそうであっても今回は今からですよ。そういう勝手な数字を並べてもらったら困るということです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

私が勝手に作って言っているわけではないですよ。町長はじん芥処理施設組合の副会長

さんですよ。必ず土地、財産の取得とかの大事なものには入っておられるのですよ。ここに書類として平成19年3月27日の議案第4号に土地の購入その他が全部載っているから私が言っているわけです。これはじん芥処理施設組合が不動産鑑定士を入れて土地を購入されているわけです。今から新たに親会が土地を購入の時に補助金を出しているわけです。鞍手町も構成町として土地を購入の時に資金を出しているわけです。それと同じように金額を出しておるので、今度鞍手町が新たに購入の時には、価格が決まっているので組合議会で決まっている価格どおりでしょうと。新たな鑑定がいるのですかどうか。具体的に答えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

今から鑑定士が。時々刻々と変動しているわけです。その辺とかじん芥処理施設組合の財産であれば、今度町が分けて貰うわけです。当然鑑定士を入れる。前の時はそれで行ったわけです。

しかし高い、安いといろいろあってもああいう施設を金で買うのは大変難儀ですよ。そういうことを考えた時に、高い安いは抜きにして。私は副会長をしていますが、何も決めることはないのです。もう少し根拠をしっかりともらいたい。ただ、そういう発想でものを言ってもらっては困ります。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

私の考え方だけを示しているわけではないのです。あくまでもこの議案書に基づいて言っているわけです。19年3月27日に組合議会が開かれて、この議案第4号の中の中身としてそういうものが載っていますよと。鞍手町が新たに町営住宅の建て替えの件で。

○議長 川野 高實君

時間が過ぎていきますので手短にお願いします。

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

私が勝手に作って一般質問をしているのではないと。残念ながら答えが得られなかった。非常に残念に思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

これはじん芥組合の会計報告であって、じん芥組合の金銭の授受ではないのです。何の会計報告をしますか。そのときに買った時はこういうことで買ったと。こういうことですよ。今からですよこの話は。私が言うのはそこを言っているのです。何も決まってないことを、

さも決まったように組合会議で言ったのではないかと。それは決算で出て来た時に数字的に出ています。何で私たちがそんなことをしますか。

○議長 川野 高實君

以上で仲野 守君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日11日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日11日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 15時24分